

仕 様 書

1 業務名

せとうちをつなぐコンテンツの情報発信・プロモーション事業

2 実施時期

契約締結の日～ 令和5年3月31日（金）

3 業務の目的

一般社団法人せとうち観光推進機構（以下「機構」という）は、瀬戸内を囲む7県（兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県）が合同して瀬戸内ブランドを確立し、地域経済活性化や豊かな地域社会実現を目的としている。

コロナ禍により旅行需要が低迷している中で、当機構が今年度実施事業である『せとうちをつなぐ』魅力的なコンテンツ造成・流通環境整備事業（以下「コンテンツ造成事業」という）」と連携するため、「コンテンツ造成事業」にて造設される OTA 特集・特設ページへの流入を最大化させ、WEB 広告や SNS によるユーザーの購入意欲を掻き立てる効果的な情報発信・プロモーションを実施することによって、「コンテンツ造成事業」の販売促進を強化し、「瀬戸内」の魅力を広く周知すると共に、レポートを含めた瀬戸内域内の周遊旅行の促進と瀬戸内地域の観光活性化を図る。

4 業務内容

ターゲットは「コンテンツ造成事業」同様、瀬戸内域内および首都圏、関西圏、九州圏等の大都市の在住者を想定しているが、新型コロナウイルス感染状況や連携事業の方針を鑑みながら、機構と協議の上決定する。

（1）基本業務

基本業務については、「ア WEB 広告配信」に比重を置いて遂行すること。

業務期間は6月から翌年3月にかけて基本的には想定しているが、「コンテンツ造成事業」の各コンテンツにおける特性や時期などに合わせて、有効性を重視した最適な業務遂行に留意すること。

ア WEB 広告配信

コンテンツ造成事業において、ユーザーの興味・関心を誘引するリスティング広告及びバナー広告、SNS 広告などを駆使し、広く情報発信・プロモーションすることで、OTA 特集・特設ページへの流入促進を図り、コンテンツの販売促進に繋げること。

イ SNS の運用

当機構が所有する「瀬戸内 Finder」の SNS アカウント (Facebook、Instagram のみに限る) を活用し、OTA 掲載コンテンツや観光情報等について情報発信・プロモーションを行う。発信内容は写真等も活用しながら、掲載ページへの流入促進、コンテンツ購入意欲向上に効果的な内容で投稿すること。

【参照】

Facebook アカウント：<https://www.facebook.com/SetouchiFinder>

Instagram アカウント：<https://www.instagram.com/setouchifinder/>

(2) 報告業務

ア 月例報告

毎月 3 営業日までに、月単位の事業進捗状況と広告効果を計測した月例報告書を提出すること。

イ 年間報告書

(ア) 提出物 事業実施報告書 2部および電子データ

(イ) 提出場所 一般社団法人せとうち観光推進機構

(ウ) 提出期限 令和5年3月31日(金)

なお、報告書の作成にあたっては、以下について留意すること。

- ・事前に監督職員の承認を受けること。
- ・事業実施状況等をわかりやすく編集すること。
- ・事業実施による効果を調査し、とりまとめること。

5 目標

(1) アウトプット

ア 広告表示回数 18,810,000 回以上

イ 機構 SNS (Facebook、Instagram) でのリーチ数 各 10,000 回以上

(2) アウトカム

OTA 特集・特設ページアクセス数 (広告クリック数) 62,700 回以上

6 執行体制

上記業務の実施にあたって、機構に対して、サポートや総合的な助言を行うことが可能な体制を整えること。また、その実施体制については提案書に記載すること。

7 注意事項

(1) 情報セキュリティ対策

- ・情報セキュリティ上、問題を発生させる恐れのある機器及びソフトウェアを使用しないこと。
- ・セキュリティ上の脅威が検知された場合に、機構へ速やかに連絡できる仕組みを構築すること。
- ・当業務遂行にあたり収集した個人情報については、法律等の規定に基づき適切に管理すること。また、万が一漏洩等、事故が生じた際はすみやかに機構へ報告すること。

(2) 制作物に関して著作権並びに所有権は当機構に帰属するものとする。

8 契約代金の支払い

契約代金の支払いに関しては、業務終了後の完了払いとする。また計画にあった項目が実施できなかった場合は、提出のあった見積書から、その費用を差し引いた額で変更契約することとする。

9 第三者委託の禁止

- (1) 本委託業務は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし事前に文書により機構と協議し承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。
- (2) 前項の規定にかかわらず、印刷業務等については、その性格上、専門の業者等に委託することを認めるものとする。ただし、委託内容については、文書により機構に事前に報告するものとする。

10 作成物に関する権利の帰属

本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。

- (1) 本件委託により得られる著作物の著作権者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張せず、著作権者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (2) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ機構に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (3) 上記(1)(2)の規定は、第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (4) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

11 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が発生した場合は、その都度、機構と協議の上処理すること。
- (2) 事業の実施にあたっては、関係法令を遵守し、適正に履行すること。
- (3) 機構は、必要に応じて本契約に係る情報（受託者名、契約種別、契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (4) 新型コロナウイルス感染防止による外出自粛等、業務の遂行に影響があるものについては、随時機構と協議の上、内容の一部変更や期間の変更・中止等の対応を取ること。

(一社) せとうち観光推進機構

担当：穂本、田代

TEL：082-836-3217